

出席停止になる学校感染症一覧

	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準	必要な書類
第 1 種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで	医師記入の診断書
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適切な抗 菌薬治療法が終了するまで	「回復届出書」 (保護者による記入)
	麻疹（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後３日を経過するま で	
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５ 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後２日を経過するまで	「インフルエンザ・新 型 コロナウイルス感染症 体温記入表」
	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を 経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後 １日を経過するまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染の恐れがないと 認められるまで	医師記入の診断書
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐 れがないと認められるまで（抗結核薬の予防投薬 は出席停止に該当しない）	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐 れがないと認められるまで	医師記入の診断書
	パラチフス		
	細菌性赤痢		
	コレラ		
	腸チフス		
	急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐 れがないと認められるまで	提出書類は学校医と 相談の上決定する（※
	流行性角結膜炎		
	その他の感染症（感染性胃 腸炎、マイコプラズマ、溶連 菌感染症、手足口病、伝染性 紅斑、伝染性膿痂疹等）	症状が改善し、全身状態が良くなるまで	出席停止の措置をとる 場合(※2)、 提出書類は学校医と相 談の上決定する

※１ 医師の診断書をとるか保護者記入の回復届出書をとるかは、学校医と相談の上決定する。

※2 その他の感染症は、必ず出席停止を行うべきものではなく、地域や学校における発生・流行の態様等を考
慮の上で校長が学校医の意見を聞き判断する。